

勝利判決！「不当な教育支配」を認定

都立七生養護学校（ななお）「こころとからだの学習」裁判

— 教育の自由を求めこれからも闘います —

日暮 かをる

2003年、7月都議会での土屋敬之都議（民主）の質問から七生養護学校事件は始まりました。「ある養護学校では、性器の名称の入った歌を子どもたちに歌わせている。」と指摘し是正を迫り、石

原都知事は「異常な信念を持った先生はいるもので・・・」と答え、その日のうちに不適切な教育との判断がなされました。学校の名前こそ出ませんでした。質疑の内容を聞けば七生養護学校のことだとわかります。現場の教員達にとつては突然のことであり、本当に驚きでした。それまでに、子どもたちの様子はもちろん、授業を見てもらうことも、保護者や教員がどんなねらいや思いを持っていたかを聞いてもらう機会も全くないなかでの判断ですから。

「学校が壊される」

2日後、田代博嗣都議（自民）・古賀俊昭都議（自民）が加わる3都議は、視察と称し市議、都教委、産経新聞を同行し学校に乗り込んできました。性教育教材の置かれていた保健室に押しかけ、2人の養護教諭を詰問・恫喝し、都教委に

指示して人形教材や授業記録ビデオなどを持ち去りました。その日から、全教員に対しても取り調べのような調査が始まり、授業に関わった教員は厳重注意を受け、性教育の指導計画は一方的にまったく別のものに変えられました。明確な理由が示されないままのことでした。「学校が壊される」「ことは狩りだ」「軍靴が聞こえそうだ」当時の教員たちの声です。

試行錯誤で教材が

七生養護学校が小学部、中学部、高等部の学校全体で性教育を実践するに至るには、背景がありました。年齢に関わらず、性の問題だけでなく暴力暴言をくり返す子どもたちの姿に、当時の教員たちは自分達も傷つきながら、どうしたら荒れる子どもたちに声が伝わるのか、優しさが届くのか、試行錯誤の日々でした。「命」としてそこに存在している子どもたちを否定しない、「命」の意味を穏やかな空間や人間関係の中で実感させた、教員たちのそんな願いが「こころとからだの学習」（性教育）を発展させていきました。

教員たちの中によく実践の方向が見え始めた矢先、この教育介入事件が起きたのです。教育がこんなにも簡単に壊されていくのを黙って見過ごすわけには行かない。私たちが、介入の現場で体験したこと、感じたことを何らかの形で伝えなくては。

2005年5月、保護者2名を含む、31名が原告となり、裁判に訴えました。

裁判では、熱い思いの弁護士さんたちに支えられ、原告一人ひとりが自分の言葉で、子どもに対する思い、教育観、事件の中で失なわれたものの大きさなどを文章にし、声にも出し訴えてきました。これまでの教育実践を、集団的に振り返りまとめる作業にもつながりました。

創意工夫が奪われる

今回の判決では私たちの言いたかったことの大事な部分が認められ、本当に嬉しく思っています。教育介入を行った都議の行為が旧教基法10条1項の「不当支配」に当たること、都教委は都議の「不当な支配」から教員を守るべき保護義務を怠っていたことを明確に示してくれました。更に判決文には「性教育は、教授

法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら、実践実例が蓄積されて教授法が発展していくという面があり、教育内容の適否を短期間のうちに判定するのは、容易ではない。しかもいったん、性教育の内容が不適切であるとして教員に対する制裁的扱いがされれば、それらの教員を萎縮させ、創意工夫による教育実践の開発がされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない。」と述べられており、私たち原告の思いがそのまま表現され、力を得ています。

しかし、都議、都教委は反省の姿勢を全く見せず控訴しました。

しなやかに粘り強く

私たち原告も、より積極的に裁判を闘い、子どもたちの権利としての性教育を取り戻すために控訴を決意しました。今回の判決を力としながら、認められなかった産経新聞の行為の違法性や、教育の自由の侵害認定を更に明確化することを目指し、原告団、弁護士団一同力を合わせていく覚悟です。

これまで多くの方たちからの励ましや応援が、私たちの闘う力となりました。

また、各地での地道な運動や、攻撃的なかでもひるむことのない教育実践に出会うことで、共に歩んでいる、共に闘っているという実感を持ち続けることが出来ました。

これからも私たちの闘いを見守ってください。共に闘ってください。一層のご支援をよろしくお願いします。

当時の七生の子どもたちの瞳、保護者の声が私たちの背中を押してくれています。

「明るく」「しなやかに」「粘り強く」頑張りたいと思っています。

七生養護学校

「こころとからだの学習」裁判原告